

# 津市報

No. 165  
昭和38年10月1日発行  
昭和35年6月21日  
第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所  
編集兼人 北山宏明  
発行 北山宏明  
定価 2円

## 評価制度の改正

### 固定資産評価額が変わります

ご承知のように固定資産税は、土地、家屋、償却資産（事業のために使用する機械等）の評価額を課税標準としてこれに一〇〇分の一・五を乗じた額であり、都市計画税の一〇〇分の〇・二を乗じた額と併せて課税されております。固定資産の評価は適正な時価によって行なわれ、三年ごとに、時価とのバランスを取る意味で評価替を行なうようになっております。

しかし昭和二十五年に固定資産税が出来てから数年間は土地、家屋、償却資産の間に均衡がとれておりましたが、その後、地価が急速に高くなり、三年ごとの評価替による

評価水準の引き上げによって、これに追いつくことは到底できなくなりました。その結果、土地、家屋、償却資産の評価の間にいちじるしい不均衡ができたのであります。

この評価の不均衡がどの程度正確に断定するかは非常に困難であります。各資産の評価水準を時価と対比して推定しますと、全国平均では償却資産は企業の帳簿価額と同じですが、家屋においては再建築費のおよそ八〇%、土地においては、売買実例価格に対して農地二十五%、宅地は十七%、山林は二十五%程度と推定されます。



赤い羽根 しあわせを倍に！

10月1日から  
共同募金

世の中の不幸をなくしてみんながしあわせであるように明るく美しい、あたたかい心を寄せ合う共同募金が始まりました。

世の中は年とともに発展進歩しております。それにそって私たちの生活もずい分に向上げて来ました。

しかしこの文化生活の恩恵に慣れ切ってしまった家庭もあった反面、どこかの街の片すみにも……私たちの町のどこかに置き去りかかった貧しい家庭があることを忘れてはなりません。

## みんなしあわせに 今年の目標百十七万

私たち個人の力ではどうにもならない問題をもった人に対しては社会的に救う道を考えなければなりません。

それらの問題を解決するのが社会福祉事業です。

この事業の一環である「赤い羽根共同募金運動」が今年一日から始まりました。

焼津市の目標額は、百十七万一千円です。この運動を機会に私たちはあらためておたがいにたすけ合いの心を確かめましょう。

みなさんから寄せられたお金は次のような施設とか団体に配けられます。

- 養老施設・厚生施設・母子寮
- 乳児院・養護施設・救護施設
- 身体障害者施設・保育園・児童遊園施設・老人クラブ連合会等の団体・その他。

このようにそれぞれの資産において、いちぢるしい評価の不均衡があるので、正しく適正な評価をするのが改正する主な目的であります。

また固定資産の価格を基にして課する税には、固定資産税のほか、相続税、贈与税、登録税、不動産取得税がありますが、その評価額は現在まちまちであり、これを同一の正しい評価額にしようとするものであります。なお税目別による評価額の統一のほかに市町村ごと現在の評価額が不均衡であるので、同一の基準による評価を行ってこれも均衡のとれたものにしようとするものです。

### 改正後の税負担は？

このように評価額は適正なものに改正されますが、資産によっては、その評価額が相対的に引き上げられるものがあり、現在の税率をそのまま使った場合は、税の負担が増加することも予想されますので昭和三十九年度の固定資産税の総額が現在の制度によって行なわれたものと同程度になるよう措置されます。

具体的に、その方法としては税率の引き下げを行なうわけですが、資産ごとに税負担が異なるので、各資産を通じて総合的に固定資産税負担を考慮して定めた一定の率を価格に乗じたもの、課税標準とする方法が考えられます。

その最後の決定は、国の税制調査会が審議を行なってその結果によって定まるものであります。

従って個々の納税者ごとにはその所有している資産の内容によって税負担は増減することが予想されますが、この評価替によって適正な時価に直結した税負担の割り合となるわけでありませぬ。

◆家屋の戸別調査  
固定資産評価替の年に当り税務課係員が各家庭にお伺いして調査をいたしますからなにとぞご協力下さいますようお願いいたします。

秋の交通安全運動  
みんなで守ろう  
交通規則、  
10月21日から30日まで



# 海外に伸そう

## 暮らしの設計

(移住)

### ◇移住の歩み

日本人の海外への移住は、明治元年（一八六八年）のハワイ移住に始まります。

現在も続けられている南米ブラジルへの移住は明治四十年から始まりました。

こうして故郷を離れ、人生の再出発を期して遠い南米大陸開拓の意気に燃えた人達が、不況を背景にしたとはいえ、昭和十六年までに十九万人も移住し山野の開発に出発いたしました。

第二次世界大戦が始まり中断された戦後は、昭和二十七年から再開され昭和三十七年までに五万五千人、静岡県から六九八八人移住しました。

しかし昭和三十六年頃から高度の経済成長による景気の回復・企業の労働力不足・ミニカ国の集団帰国などにより移住者は急に減りました。

こうしたことから従来失業対策的要素が強かった、農業中心の海外移住から現在では移住国の産業を開発し経済文化の興隆と貿易を拡大し国際経済に協力しようという広い視野に立ったものに変ろうとしています。

### ◇移住できる国

いま日本人が移住できる国は南米のブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビアなどで、これらの国はまだまだ未開発の肥沃な土地がたくさん残っており日本からの移住を期待しております。

### ◇移住の方法

1 農業移住  
イ一世帯当り三〇〜五〇ヘクタールの土地の配分を受けて自営業として開拓する、自営開拓農

ロー一定の期間雇われてその間に貯えた資金により自営農として独立する雇用農

へ一定の土地、農機具など貸りてその収益から定められた割合で配分を受ける分益農とがあります

### 2 工業技術移住

昭和三十四年から始められたもので、現在ではブラジルアルゼンチンの二ヶ国に限ぎられておりますが、これは日本又は外国系の会社から職種を指定して募集するもので、移住希望者は、あらかじめ登録しておくもの

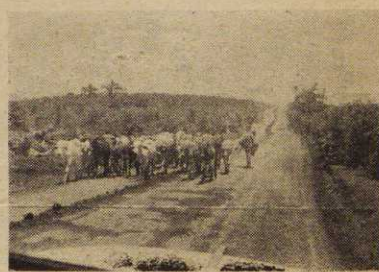
### 3 呼寄せ移住

個人的に現地の親族または知人から直接呼び寄せてもらうもの。

◇移住の資格  
こうした海外への移住はだれでもできると云うわけにはゆきませんが農業移住の場合、現在農業をやっている人や過去に農業をやったことのある人ですが農業の経験がなくても開拓意欲があつて体力がある人なら移住できます。

また家族で移住する場合は家族みんなが健康で働手が多くあることです。

単身で移住する場合は十八才以上の心身ともに健康の男子であること。女子の場合



合は単身移住は花嫁として行くなど現地よりの呼寄せ移住以外は困難です。

工業技術移住の場合は健康であることは云うまでもありませんが、職種の経験が豊富である二十才以上の男子です

◇その他短期間の海外実習  
永住を目的とする移住のほか（一）海外派遣農業実習生があります、これはアメリカを始

めとするブラジル等の農場に一ヶ年間実習生として派遣されその国の農業経営、技術を修得させるものです  
（二）派米農業労働者……これは一定の期間（三年間）農業労働者として雇われるものです  
賃金は三年間に六六〇〇ドル（二四八万四〇〇円）前後が見込まれます

こうした海外への移住の手続きや相談は、県庁内、海外移住協会または市役所産業課で行っております

またこれらの海外移住を進めるために海外移住推進協議会を設けて映画会や講習会、展示会など計画しておりますのでみなさんの集会やお祭りの時に大いに利用してください

なお海外に家族を送り出した人達の会を開きたいと思ひますので家族の方は、市の産業課までご連絡ください

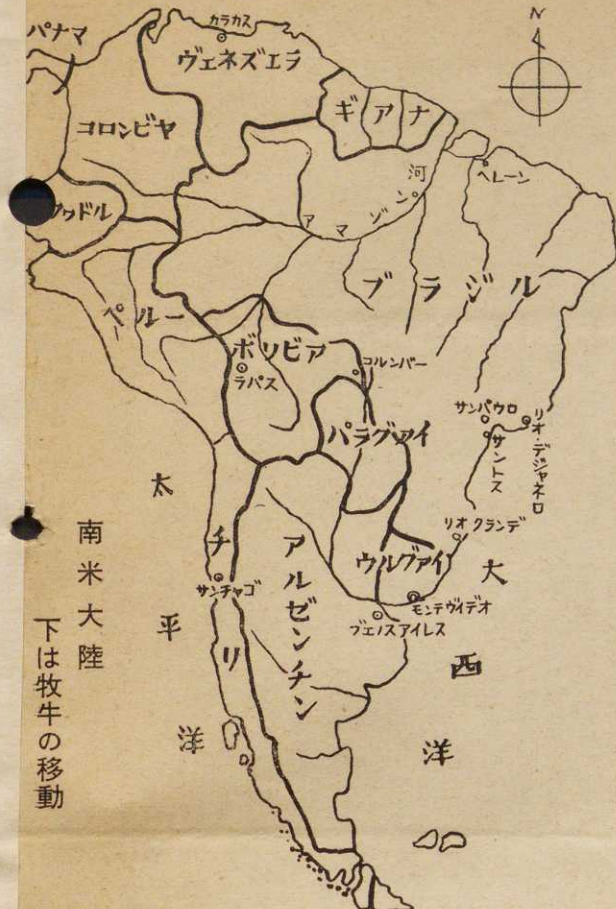
## 一時帰国者紹介

### 長谷川 栄子さん

栄子さんは、焼津市出身の長谷川栄吉さんの長女で、サンパウロ州マリリア市の文理科大学を昨年末卒業され本年三月月費留学生として来日、現在東京教育大学で教育心理学を勉学中（修士課程）です

父栄吉さん（五五）は焼津市焼津北長谷川教一さん（ヤイズ屋食料品店）の叔父さんに当り、昭和二年ブラジルに移住し、現在サンパウロ州マリリア市

において、メッキ工場を経営しています。こうした一時的に日本に帰って来ている人達がおられますので、何かの会合の時に、現地の事情など話していただいで、海外の事情を正しく理解することも有意義なことと思ひます。こうした希望がありましたら、産業課まで御連絡下されば、その都度計画致します。



南米大陸  
下は牧牛の移動



# 保険週間始まる

## みのりの秋に簡易保険を

郵政省では、大正五年十月一日に簡易保険制度が発足したことを記念して、十月一日から「簡易保険週間」として生命保険思想の普及と一般の加入を進めております。

1 收穫期に生活設計をいよいよみのりの秋を迎えて、長い間の丹精がみのる時期です。

この收穫代金は一まづ郵政省の簡易保険に……年間の計画ばかりでなく、家族そろって一生にわたる長期の計画を立てましょう。

子供の教育、結婚から、自

分の老後を考えて簡易保険に加入いたしましたよう。

簡易保険にもみのりの秋があります。

簡易保険の收穫期は養老保険

焼津郵便局

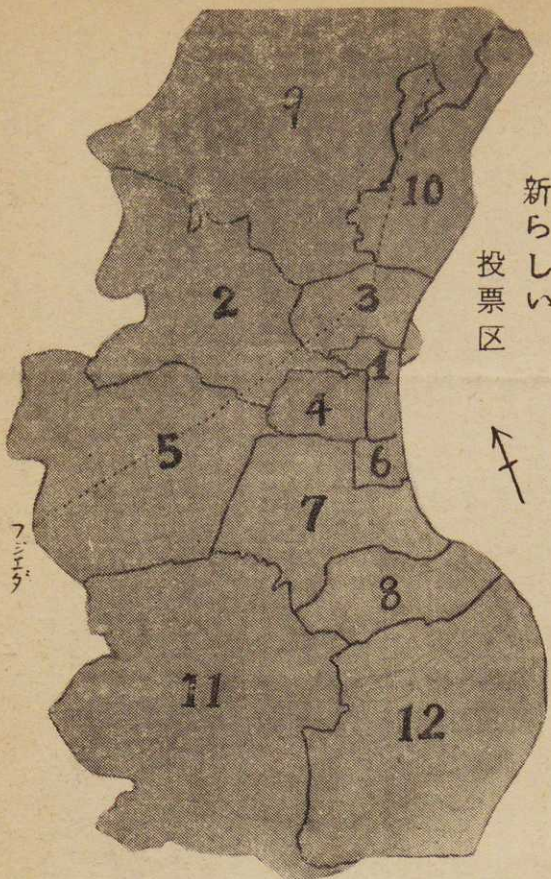
## 投票区の変更

### 十二月二十日以降の選挙から

こんど市の選挙管理委員会では、有権者の方々の不便を少しでも解消して、一人でも多くの有権者が投票にかけられるように、現在の八投票区を十二投票区に増設する地区の有権者の皆さんは、自

とにいたしました。

この新しい投票区は、今年の十二月二十日以降の選挙から適用することにいたしましたので投票区が変更になる、地区の有権者の皆さんは、自



分の投票区を間違いのないよう注意して下さい。

投票区名	構成区名
第1投票区	2・3・5区
第2投票区	6・9・10
第3投票区	11・12・13
第4投票区	19・20・43区
第5投票区	7・8区
第6投票区	4区
第7投票区	14・15・16
第8投票区	17・18区
第9投票区	1・22区
第10投票区	21・23区
第11投票区	24区
第12投票区	25・26・27
	28・30区
	29・30区(6総代のみ)
	31・32・33
	34・35・36区
	37・38・39
	40・41・42区

## 各戸に表札を

### 郵便の迷い子をなくそう

ご家庭の表札の中には、古くなって判読できないもの、表札が掲げてない家庭が、数多くあります。

このために大切な郵便が配達できなかったり、間違えて配達したりしてみなさんに大変ご迷惑をおかけしております。

とくに最近では家族あての郵便物が、大変に多くなり郵便局の配達業務が複雑になって

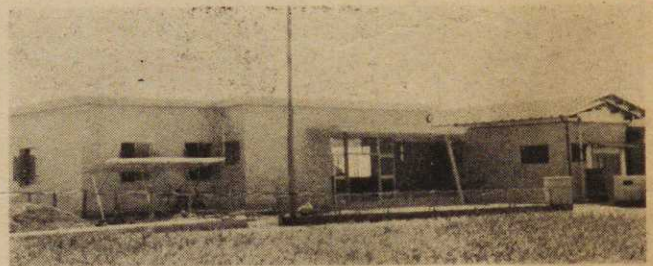
いる現状にあります。

郵政省では全国的に「家族表札全戸掲出運動」を実施しておりますが、私たちが郵便の迷い子をなくすためにこの運動に参加し市内の区長さんたちがこの表札あつ旋にのりだしました。

文字識別が明りょうで、耐水性もあり、規格寸法も適当なものですから、ご協力をお願いいたします。

一家族について一〇〇円

焼津郵便局



## 法務局(登記所) 焼津出張所の移転

焼津北一六五番地(めがね橋西寄り)にあった静岡法務局焼津出張所が、土地区画整理事業の関係で移転することになり、新しい庁舎を建設しておりましたが、九月二十三日出来上り、九月二十五日を以って次の所に移転しましたのでお知らせいたします。

焼津二五二番地の一 (市庁舎建設予定地西南角)  
写真は出来上った法務局

## 日曜在宅医

- 【第二日曜日】 十三日
  - ◇内科小児科……海崎医院・岡本医院
  - ◇外科……大井医院
  - ◇産婦人科……柳沢医院
  - ◇耳鼻科……小沢医院
- 【第三日曜日】 二十日
  - ◇内科小児科……小沢医院・塚本医院
  - ◇外科……小沢医院
  - ◇産婦人科……石橋医院
  - ◇眼科……新波医院
- 【第四日曜日】 二十七日
  - ◇内科小児科……小長谷医院
  - ◇外科……田中醫院
  - ◇産婦人科……花岡醫院
  - ◇耳鼻科……曾根



